

議第64号

令和4年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 収益		千円 1,152,600	千円 △ 4,954	千円 1,147,646
	1 営業収益	1,019,507	8,250	1,027,757
	2 営業外収益	133,093	△ 13,204	119,889

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 費用		千円 1,055,002	千円 9,416	千円 1,064,418
	1 営業費用	1,052,787	△ 11,248	1,041,539
	2 営業外費用	2,215	20,664	22,879

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,313,984千円は、減債積立金 20,663千円、建設改良積立金18,916千円、過年度分損益勘定留保資金 1,258,925千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額15,480千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 8,200	千円 △ 4,189	千円 4,011
	1 補助金	6,767	△ 6,767	—

	2 諸 収 入	1,433	2,578	4,011
--	---------	-------	-------	-------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 1,306,163	千円 11,832	千円 1,317,995
	1 建 設 改 良 費	778,756	17,784	796,540
	3 固 定 資 産 購 入 費	914	△ 122	792
	4 投 資	505,830	△ 5,830	500,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 131,076	△ 千円 74	千円 131,002
交 際 費	25	△ 15	10

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造